

令和4年度 徳島県健康対策審議会

日時：令和5年3月28日(火)午後5時から

場所：徳島県医師会館4階 研修室A

－ 次 第 －

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 全国がん登録情報について
- (2) 「健康徳島21」，「徳島県歯科口腔保健推進計画」の進捗状況について
- (3) その他

4 閉 会

【配付資料】

- ・ 次第
 - ・ 出席者名簿及び配席図
 - ・ 徳島県健康対策審議会設置条例
 - ・ 徳島県健康対策審議会規則
 - ・ 資料1～5
 - ・ 参考資料
 - ・ 資料6
 - ・ 資料7
- 全国がん登録情報について
- 「健康徳島21」進捗状況について
- 歯科口腔保健の取組状況について

徳島県健康対策審議会 委員名簿

(任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日)

(50音順)

氏 名 (敬称略)	所属団体等	役 職 等
青田 桂子	徳島大学大学院医歯薬学研究部	准教授（口腔内科学分野）
今井 義禮	徳島県医師会	副会長
岩佐 武	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授（産婦人科学分野）
小川 和宏	徳島県歯科医師会	副会長
奥田 紀久子	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授（学校保健学分野）
郡 尋香	阿南保健所・美波保健所	所長
齋藤 恵	徳島県医師会	常任理事
齋藤 義郎	徳島県医師会	会長
西岡 安彦	徳島大学大学院医歯薬学研究部	教授（呼吸器・膠原病内科学）
船戸 豊子	徳島県助産師会	会長
松村 晃子	徳島県栄養士会	会長
柳沢 志津子	徳島県歯科医師会	地域保健部外部委員
山上 敦子	徳島県医師会	常任理事
横山 敦子	徳島県看護協会	専務理事
渡邊 浩良	徳島大学大学院医歯薬学研究部	准教授（小児科学分野）

【臨時委員】

川城 政人	徳島弁護士会	弁護士
-------	--------	-----

徳島県健康対策審議会設置条例

(昭和49年3月22日徳島県条例第16号)

(目的及び設置)

第1条 県民の健康な生活の保持に資するため、知事の附属機関として、徳島県健康対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、県民の健康な生活の保持のために必要な公衆衛生に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第5条 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 医療関係者

二 第二条に規定する事項に関し学識経験のある者

三 関係行政機関の職員

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事の手続)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年10月20日から施行する。

徳島県健康対策審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、徳島県健康対策審議会設置条例（昭和49年3月徳島県条例第16号）第8条の規定に基づき徳島県健康対策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続、その他審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 会長は会議を招集する場合には、あらかじめ審議事項及び期日を定めて開会の日の3日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議事)

第3条 議長は、会長又はその職務を代行する者を以ってこれに充てる。

2 議長は、会議を総理し、議場の秩序を保持する。

(関係者の意見)

第4条 会長は議事に関し必要があると認める場合には、関係者の意見を求めることができる。

(会議録)

第5条 会長は会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、審議会の推薦により、知事が任命する。

(部会の設置)

第7条 審議会には、次の部会を置く。

母子保健部会

生活習慣病対策部会

感染症対策部会

歯科対策部会

その他審議会が必要と認める部会

2 部会は審議会の定めるところにより、設置又は廃止する。

(部会の所掌事務)

第8条 部会は会長の付託に応じて調査審議し、文書を以って会長に報告する。

2 会長は、前項の報告事項を審議会の議を経て知事に答申する。ただし、定型的報告事項については、審議会の議を省略することができる。

(部会員の任期)

第9条 部会員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員を生じたとき、あらたに指名された部会員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会の会議等)

第10条 部会は付託事項について、会長の指示する期限内に第8条第1項の報告を行わなければならない。

2 会長は随時各部会に出席して、議事に参加することができる。

3 部会の議事は、第2条第2項、第3条及び第5条を準用し各条項中「会長」「委員」の字句は、「部会長」「部会員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(幹事及び書記)

第11条 審議会に幹事及び書記を置き、県職員のうちから会長が委嘱する。

2 幹事及び書記は、審議会の運営に必要な事務をつかさどる。

附 則

この規則は、昭和49年7月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月16日から施行する。